

平成 31 年
1 月号

濱田会計事務所通信

平成 31 年 1 月 4 日発行 Vol.17

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は一方ならぬお引立てを賜り、心から御礼申し上げます。皆様のお陰を持ちまして今年で開業 3 年目を迎える事が出来ました。

今年も何事にも意欲的に新しい事案の導入等、一層努力をして参りたいと思います。

今後とも末永いお付き合いを何卒宜しくお願い申し上げます。



<税務/会計トピックス>

同居していなくても扶養控除の対象となる人

扶養控除とは、納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられるという制度です。

扶養親族とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、次の四つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

- (1) 配偶者以外の親族（配偶者は配偶者控除の対象となります。）
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が 38 万円以下であること。
(給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下)
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

控除対象扶養親族は、扶養親族のうちその年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の人です。

(2)にある「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、日本国内で別居している親族と生計を一にしているかどうかの確認は法令上求められてはいません。

以前は日本国外に生計を一にする扶養親族がいる場合も本人の申告のみで控除対象扶養親族として認められていましたが、不正申告を防ぐため平成 28 年分からは国外の控除対象扶養親族については各種証明が必要となりました。



<相続・贈与税のお話し>

生命保険金を活用した納税資金対策

相続財産のほとんどが自宅などの不動産であり、現金や預金が少ない状態のまま相続が発生すると、相続税の納期限までに納税資金が準備できず、やむを得ず相続財産の一部を売却するなど納税資金に困るケースが考えられます。

納税資金を確保するために比較的簡単な手続きとして生命保険への加入が有効です。想定される相続税額を正しく算出し、納税資金として生命保険でいくら確保するのか、保険料でいくら支払うのか、受取人を誰にするかなど事前にしっかり検討することが重要です。

効果

- ・生命保険加入時に必要補償額が確保できるので、いつ相続が発生しても保険金を納税資金に充てることができる。
- ・生命保険によって納税資金を確保できれば、他の相続財産の売却等をしなくて済む。
- ・相続人が保険金を受け取った場合には保険金の非課税枠が使える。
- ・生命保険金は分割が可能な種類の財産であるため、代償分割の支払資金として利用するなど争族対策にも有効である。

注意点

- ・一生涯保障の続く終身保険で有期払込みのものが望ましく、若いときには大きな保障で高齢になると補償額が小さくなるものには適さない。
- ・年齢や健康状態によっては、終身保険への加入ができないおそれがある。
- ・一次相続のみを考えて生命保険に加入すると、二次相続で多額の相続税がかかるおそれがある。



生命保険を使った対策は早めに行っておかなければ利用出来なくなる可能性がありますので、気になる方は一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

